蒸製毛粉（羽及び鯨ひげを蒸製したものを含む。）	（略）	（略）	（削る）
乾血及びその粉末	（略）	（略）	牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
生骨粉	（略）	（略）	牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
蒸製骨粉（脱こう骨粉を含む。）	（略）	（略）	牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

蒸製毛粉（羽及び鯨ひげを蒸製したものを含む。）	（略）	（略）	牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。
乾血及びその粉末	（略）	（略）	一　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
生骨粉	（略）	（略）	一　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
蒸製骨粉（脱こう骨粉を含む。）	（略）	（略）	一　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が